

尾道市の運営指導について

資料 2

● 指導方針

① 集団指導

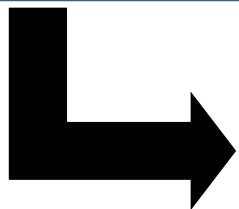
指定事業所に対する指定事務の制度説明、介護保険法の趣旨・目的の周知及び理解の促進を図るとともに、適正な請求事務など介護保険の制度管理の適正化を図る。

② 運営指導

- ア 各事業所において、自主点検兼確認票により指定基準等の理解を図るとともに、自主点検・自主改善に努めていただくことを基本とする。
- イ 市は、上記自主点検兼確認票の内容について、資料を基にヒアリングを行い、運営状況等の確認を行う。

定期的に行う「運営指導」とは別に、新規開設事業所に行う「予防的運営指導」や通報・苦情等により運営状況に問題が疑われる事業所について行う運営指導があります。

- 厚生労働大臣が定める地域（過疎地域等）に居住している利用者に対し、通常の事業の実施地域を越えてサービス提供を行った場合に所定単位数の100分の5に相当する単位数を加算できるが、算定要件を満たせていない。



誤って算定し請求した場合は過誤申請を行ってください。
 なお、中山間地域等に係る加算は次のとおりです。

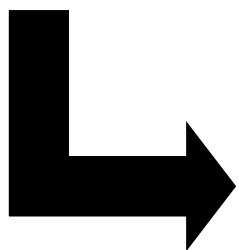
算定に関する基準（指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準）

	算定要件	単位数
特別地域加算	別に厚生労働大臣が定める地域（※1）に所在する事業所が、サービス提供を行った場合	所定単位数に15/100を乗じた単位数
中山間地域等における小規模事業所加算	別に厚生労働大臣が定める地域（※2）に所在する事業所が、サービス提供を行った場合	所定単位数に10/100を乗じた単位数
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	別に厚生労働大臣が定める地域（※3）に居住する利用者に対し、通常の事業の実施地域を越えて、サービス提供を行った場合	所定単位数に5/100を乗じた単位数

- ※1：①離島振興対策実施地域、②奄美群島、③振興山村、④小笠原諸島、⑤沖繩の離島、⑥豪雪地帯、特別豪雪地帯、辺地、**過疎地域**等であって、人口密度が希薄、交通が不便等の理由によりサービスの確保が著しく困難な地域
- ※2：①豪雪地帯及び特別豪雪地帯、②辺地、③半島振興対策実施地域、④特定農山村、**⑤過疎地域**
- ※3：①離島振興対策実施地域、②奄美群島、③豪雪地帯及び特別豪雪地帯、④辺地、⑤振興山村、⑥小笠原諸島、⑦半島振興対策実施地域、⑧特定農山村地域、**⑨過疎地域**、⑩沖繩の離島

- ・※1：①、※3：①の離島振興対策実施地域は、尾道市では百島と細島が該当する。
- ・※2：⑤、※3：⑨の過疎地域は、尾道市のうち旧因島市・旧瀬戸田町・旧御調町・旧向島町が該当する。（向東町と浦崎町は該当しない。）

- 重要事項説明書について、説明年月日・利用者及び代筆者の氏名及び住所・印鑑・利用者との関係が空欄となっていたものがあった。

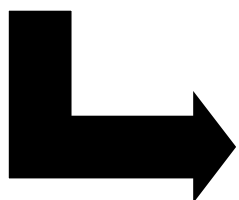


重要事項説明書について、利用者又は利用者の家族に対し文書等を用いて説明を行い、同意を得てください。同意を得たことについては、利用者・事業所双方の保護の立場から、書面によって確認することが望ましく、書面の記入に不備があれば修正してください。

基準（準用） 第3条の7（内容及び手続の説明及び同意）

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第3条の29に規定する運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 事業者は従業者に対し、その業務上知り得た利用者又は家族の情報について、退職後も含め、秘密を漏らすことのないよう必要な処置を講ずることとされているが、書類が確認できなかった。



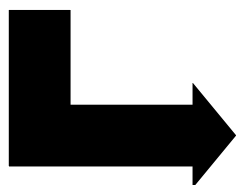
事業者は従業者から、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密について、退職後も含めて洩らさないよう誓約書等の提出等を求め、提出を受けた後は適正に保管してください。

条例（準用） 第33条（秘密保持等）

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

- 個別機能訓練加算について、「利用者ごとにその目標、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成し、これに基づいて行った個別機能訓練の効果、実施方法等について評価等を行う。」とあるが、このうち「個別機能訓練の効果、実施方法等について評価等」について実施の確認ができなかった。



個別機能訓練加算は、計画の作成と実施だけでなく、評価を行ったうえで、必要に応じて計画の継続や計画の見直しを行い、開始から3か月後に1回以上、利用者に対して個別機能訓練加算の計画の内容を説明してください。

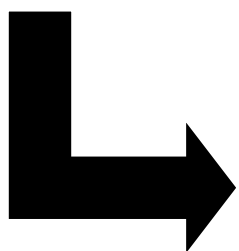
解釈通知

(指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について)

(9) 個別機能訓練加算について

③ 個別機能訓練を行うに当たっては、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとにその目標、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成し、これに基づいて行った個別機能訓練の効果、実施方法等について評価等を行う。なお、認知症対応型通所介護においては、個別機能訓練計画に相当する内容を認知症対応型通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができるものとする。

- 苦情処理の体制を記載したものについて、掲示を確認できなかったので、自由に閲覧可能な形で事業所内に備え付けること。



事業者は、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等について見やすい場所に掲示してください。

基準（準用） 第3条の32（掲示）

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。